弁護士懲戒の状況と分析

- 守秘義務と利益相反-

共著 溝口 敬人 (弁護士)

清水 俊順 (弁護士)

藤川 和俊 (弁護士)



第1章 秘密・プライバシー等に関する懲戒の 状況と分析

第1節 懲戒の状況(自由と正義)

1 依頼者の秘密等の漏示

(1) 問題となる態様

依頼者の秘密*1)等の漏示については、便宜、ア 秘密等の利益相反的な利用、イ 相手方への秘密等の漏示、ウ 第三者への秘密等の漏示、及び、エ 秘密等の公開の4つに分けて整理する。

ア 秘密等の利益相反的な利用

A①は、X法人が継続的な法律相談業務等の委託先(顧問先)でありながら、X法人の従業員の代理人として、X法人に対し、その業務等の処理の過程で知ったX法人に関する情報を利用して、業務監査を要求し、告発をして記者会見で告発内容を公表し、労働審判の申立てをした事例である。職27条1号・2号の利益相反にも抵触する実質を有する秘密等の利用(開示)であるが、職23条違反とした。「継続的な法律相談業務等の処理の過程で知ったX法人に関する情報」の利用や公表等を問題とするので、端的に依頼者の秘密を問題としているものと思われる。

A②は、雇主と従業員から一緒に相談を受け、相談途中で両者の利益相反の可能性を認識したにもかかわらず、相談を続けて従業員から情報を得て、雇主の代理人として当該従業員に対する損害賠償請求をした事例である。依頼者の秘密の保持の問題もあると思われるが、職27条2号違反とした。

A③は、XのAに対する訴訟においてAの代理人となったところ、XからBに関して、7年余り前に相談を受ける過程で送信を受けたXの陳述書原稿を、Xの許諾なしに証拠として提出した事例である。職23条違反とした。Xの陳述書原稿の詳細は不明であるが、Bに関する相談のものであるので、依頼者のほか依頼者以外の秘密が含まれているものと思われる。

^{*1) 「}誰々の秘密」という場合に、「誰々が打ち明けた」という情報源に着目した秘密と、「誰々に 関する」という対象に着目した秘密とを区別して考えるのが有益であるが、ここでは単に「誰々 の秘密」としておく。

A①~③は、相手方の代理人としての職務を行っており、依頼者の秘密を利益相反的に利用(開示)した事例である。A④は、中立公平な第三者的職務を行った後、そこで得た秘密を一方当事者の代理人としての職務で利用(開示)した問題に関する事例である。

イ 相手方への秘密等の漏示

A④は、A社から元依頼者X社に対する訴訟において、A社の要請に応じて、X社の代理人として活動してきた経緯や職務上知り得た事実をかなり詳細に記載した陳述書を作成交付し、A社がこれを証拠提出した事例で、職23条違反とした。「X社の代理人として活動してきた経緯や職務上知り得た事実をかなり詳細に記載した陳述書」の提出を問題とするので、依頼者の秘密のほか依頼者以外の秘密も含まれていると思われる。

A⑤は、依頼者の債権回収のための情報提供を前提とした交渉の相手方に対し、依頼者から受任した別件訴訟に関する第一審判決等の訴訟資料を送付したことについて、法23条及び職23条の違反とした。依頼者から受任した「訴訟に関する第一審判決等の訴訟資料」を問題とするので、これも依頼者以外の秘密も含まれているものと思われる。

A⑥は、元依頼者に対する別件訴訟について、元依頼者を敗訴させるためにその相手方に協力し、元依頼者からの受任事件に関連する弁護団内部の討議資料等を陳述書により開示した事例で、法23条違反とした。問題となった情報は、依頼者を対象としたり依頼者から開示を受けたりしたものではなく、弁護団内部の討議資料等である。このような情報であっても、守秘義務が問題となりうる場合があることを考えさせられる事例である。

A④~⑥は、相手方の代理人としての職務(利益相反行為)はしていないが、依頼者からの受任事件に関して得た情報を相手方に提供した事例である。

ウ 第三者への秘密等の漏示

A⑦は、法律事務所の職員でもなく依頼者にすぎない者に対し、同人と全く無関係のAから受任した事件処理のために作成した書面の原稿を提供した事例で、法23条及び職23条の違反とした。「Aから委任事件処理のために知り得た数多くの情報」を開示したことを問題とするので、依頼者(A)以外の秘密も含まれているものと思われる。

A®は、受任した刑事事件の被疑者から子Xへの現金差し入れの連絡を依頼され、Xの子(孫)の通う小学校宛てに被疑者の逮捕・勾留を推認できる内

容の文書を送付した事例で、Xらのプライバシーの権利の侵害を非行とした。 依頼者(被疑者)の逮捕・勾留を推認させる事実の開示が問題となっている が、依頼者(被疑者)の秘密の開示(職23条)ではなく、Xらのプライバシーの 権利の侵害を非行としている。これは依頼者の依頼による文書送付で開示の 同意を得ているが、文書の内容や送付方法に問題があり、Xらのプライバシ ーの権利の侵害が問題となったものと思われる。

A⑨は、依頼者から受任事件遂行のため提供を受けた依頼者及び相手方に関する資料を、依頼者に無断で第三者に提供したことについて、法23条及び職23条の違反とした。依頼者以外(相手方)に関する秘密を開示したため、職23条のほか法23条の違反としているものと思われるが、処分理由の要旨では、依頼者に無断での開示を問題としており、依頼者以外の同意を問題としていない。

A⑩は、弁護人が、(1)被告人Xが路上で職務質問を受けた際に、第三者が周囲にいる状態で、警察官に対し、Xが刑事事件の公判中である旨を伝えたこと、(2)第三者のAに、Xと(1)事件の打合せの日を告げたこと、(3)第三者のBに、携帯電話の宅下げを受けてXから預かった趣旨を越えて、携帯電話の中にBらの画像があることを伝えたことについて、法23条及び職23条に違反するとした事例である。

詳細内容が不明であるが、(1)は、警察官にXが刑事事件の公判中である旨を伝えたことについて、(警察官に伝えたこと自体ではなく)第三者が周囲に路上にいる状態が問題とされたようである。(2)及び(3)は、第三者のAやBがXと一定の関係がある者と思われるが、Xの同意なく、またXの預託の趣旨を越えて、AやBに伝えたことが問題とされたようである。

エ 秘密等の公開

A⑪は、相談を受けた事件の具体的な相談内容や証拠の内容についての文章をホームページに掲載した事例で、法23条及び職23条の違反とした。依頼者の秘密のほか依頼者以外の秘密も含まれている可能性がある。

A⑫は、接見交通等刑事弁護人としての職務を遂行する過程で知った依頼 者の秘密を、同人を被疑者とする別の刑事事件に関するマスコミ取材で述べ た事例で、職23条違反とした。

A⑬は、自費出版書籍に、依頼者及び相手方を識別可能な係属中の訴訟に 関する情報を掲載した事例で、法23条及び職23条の違反とした。依頼者の秘 密のほか依頼者以外(相手方)の秘密も含まれている。

(2) 徽戒の根拠条文

まず、懲戒の根拠条文に関しては、A⑤⑦⑨~⑪⑬が法23条と職23条の両方の違反を挙げる。いずれも依頼者の秘密のほか依頼者以外の秘密も問題となっている。職23条のほかに法23条を根拠条文とする趣旨が、依頼者の秘密のみを問題としていて単に重ねて法23条を挙げただけなのか、依頼者以外の秘密も併せて問題としたため法23条を挙げたのかは明確でない。

A①③④⑫は職23条違反のみを挙げる。ただし、A①⑫は依頼者の秘密のみが問題となっているが、A③とA④では問題となった秘密に依頼者以外の秘密も含まれているように思われる。また、A⑥は法23条のみを挙げるが、依頼者の秘密でない(相手方の秘密でもない)情報が問題となっている。

これに対し、A®はプライバシーの権利を挙げ、A②は職27条2号を挙げる。

(3) 秘密の内容

次に、秘密の内容に着目すると、守秘義務違反としたのはA①③④~⑦⑨~⑬である。このうち、依頼者の秘密のみが問題となったものはA①⑫であり、他のA③④~⑦⑨~⑪⑬は、問題となった秘密に依頼者の秘密のほか依頼者以外の秘密も含まれているように思われる。

これらの懲戒事例をみると、守秘義務違反の認定において、秘密の内容は 必ずしも依頼者の秘密に限定しているわけではなく、依頼者以外の秘密も排 除していないものが多いと思われる。

2 依頼者以外(相手方)の秘密等の漏示

依頼者以外(相手方)の秘密等の漏示については、便宜、(1) 依頼者への開示、(2) 相手方への連絡方法、(3) 相手方関係者への連絡、及び、(4) 相手方の秘密等の開示の4つに分けて整理する。

(1) 依頼者への開示

A(4)(5)(6)は、戸籍や住民票等の依頼者に対する開示の問題である。

A⑭は、濫用の可能性のある依頼者への交付が非行とされた。

A⑤は、(1)Aから相手方Xの住所の調査の依頼のみを受けて、Xの住民票写しの職務上請求をしたこと、(2)XがAを刑事告訴していたこと等を十分に知悉していながら、AにXの現在の住所を教えた事例である。(1)は、Aか

第2章 利益相反に関する懲戒の状況と分析

利益相反の検討においては、解説第3版74頁の利益相反の類型に即して、次のように類型化して検討を行った。なお、この類型化は一応のものであり、特に類型(5)(職28条3号)については様々なものが含まれている。

(利益相反の類型)

- 第1 依頼者の利益と別の依頼者の利益が相反する類型
 - 1 同一事件型(依頼者と相手方)

ア 職27条1号(賛助、依頼承諾)

イ 職27条2号(信頼関係)

類型❶

- 2 別事件型
 - (1) 職27条3号(相手方の別事件)

類型2

類型3

- (2) 職28条2号(依頼者等を相手方とする別事件)
 - ア 職28条2号前段(依頼者を相手方とする別事件)

イ 職28条2号後段(顧問先等を相手方とする別事件) 類型 ●

3 その他型

・職28条3号(依頼者間の利益相反)

類型6

- 第2 弁護士と事件ないし当事者の間に特別の関係がある類型 [特別関係]
 - ・公務員等としての関与(職27条4号・5号)
 - ・配偶者等が相手方 (職28条1号)

類別6

・弁護士自身との利益相反 (職28条4号)

(以上、第2章)

- 第3 直接の規定がない類型(及び刑事事件)
 - 1 遺言執行者

類型7

2 他の財産管理人(成年後見人、職務代行者等)

類型8

3 刑事事件の共犯者

類型の

(以上、第3章)

【一覧表G】 実質的判断要素の考慮状況 ※下線は議決例において言及されている事項を示す。

	議決例	F1	F2	F3	F4	F5	F6-1	F6-2	F7
就任形態 (網掛は兼併等)		了前代 理人就	執行終了 前同一事 務所弁護 士代理人 就任		執行終了 後代理人 就任	代理終了 前遺言執 行者就任 (兼併)	同一事務所弁護士 代理終了後後遺言 執行者就任		執行終了 前代理人 就任(兼 併)
遺言内容 (網掛は裁量 余地なし)					続させ、 Xらを含 む他の相	特定財産 にの相続にの相定と の指定は相 続廃除	は特定の 相続させ	出資持分 相続人に資 、 、 して指定 配	ついてそ の相続分
実質的考慮要素	②遺言執行終了 の有無(兼併)				終了の有 <u>無を問わ</u> <u>ず</u>	兼併			終了の有 <u>無を問わ</u> <u>ず</u>
	⑤裁量の余地の 有無							<u>無</u>	
	©相続人間の紛 争の内容								

F8-1	F8-2	F9-1	F9-2	F10	F11	F12	F13	F14	F15	F16
一事務所弁護士代 理終了前遺言執行者 就任		執行終了前代理人就任 (兼併)		執行終 了後代 理人就 任	代理 道者 任 代 任 後 務 任 任 後 務 计 人 同 所 代 任 移 于 式 任 任 移 于 式 任	代理終 了前執行 者就任 (兼 併)	執行終 了前代 理人就 任(兼 併)	務所弁	代理終 了前執行 者就任 (兼 併)	了前同 一事務
一切の財産をAに相 続させる		推定相続人F、Dら に対して廃除の意 思表示			Bに財産 の全でを 相続させ る	全遺長ら続せに続しのをC相さX相な	人の一 人であ るBに		C (B 長 に 産 相 続 させる	
		終了の有 無を問わ <u>ず</u>	終了の有 <u>無を問わ</u> <u>ず</u>	執行終 了後1 年以上 経過		兼併	兼併		終了の 有無を 問わず	
無		<u>有</u>	<u>有</u>						<u>無</u>	
貸金請求 (相続財 産をめぐ る利益で ない)						賃額(執直関しだ他主訴料請遺行接係)しに確訟				

・ (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金)				<u>有</u>				<u>有</u>
⑥代理人就任の 同意の有無					<u>遺言執行</u> 者就任同 <u>意</u>			<u>遺言執行</u> 者就任反 <u>対</u>
①遺言執行者に なった経緯							調停不成 立後相当 期間経過 して就任	
⑧その他								
処分内容 (網掛は懲戒)	戒告	戒告	懲戒しない	戒告	戒告	懲戒審査 相当	懲 戒しない	戒 告

	1 1 1 1 1 1 1	<u>有</u>	<u>有</u>		<u>有</u>	<u>有</u>	<u>有</u>			
				<u>黙示の</u> 同意						
								務所弁 護士が 遺言執	1	
同一事務 所弁護士 の辞任、 訴訟経過	!						実体的 <u>訴訟活</u> <u>動</u> な <u>し、武代理</u> 人辞任	<u>実体的</u> <u>な活動</u> <u>なし</u>		情報進 一
懲戒しない	懲 戒 しない	懲戒審査 相当	戒告	懲戒しない	戒告	戒告	懲戒審 查相当	l	懲 戒しない	懲 戒 しない (情状)



